

さいたま市シニアユニバーシティ 岩槻校第9期校友会表彰規定

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市シニアユニバーシティ岩槻校第9期校友会（以下、「岩槻9期校友会」と言う。）の活動において、功績のあった方に対して感謝することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 次のいずれかに該当し、理事会にて承認された方を対象とする。

- (1) 2年以上通算して岩槻9期校友会の会長又は副会長の職にあり、職を辞した方
- (2) その他、岩槻9期校友会活動において顕著な功績があった方

(表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状の贈呈と記念品をもって行う。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、定期総会にて行う。

附則 この規定は、平成27年4月13日から施行する。